

～私立高等学校の就学を支援する各種制度のご案内～
(兵庫県にお住まいの保護者様へ)

令和5年度版

兵庫県では、3つの給付制度で 高校生の就学を支援します。



年収約 590 万円未満世帯の場合、年間 **44万円** の支給(返還不要)
(多子世帯※の場合は**45万円**)

※扶養する子どもが3人以上

1 制度の概要(対象者の要件等)

要件等	1 国の就学支援金	2 県の授業料軽減補助	3 奨学給付金
居住	保護者の居住地に関わらず、生徒が日本国内に居住していること	保護者が、各年度 10 月 1 日時点で兵庫県内に居住していること	保護者が、各年度 7 月 1 日時点で兵庫県内に居住していること
在籍	各月 1 日時点	各年度 10 月 1 日時点※通信制除く	各年度 7 月 1 日時点
年収(目安)	約 910 万円未満の世帯	約 910 万円未満の世帯	・生活保護世帯 ・年収約 270 万円未満の世帯 (住民税所得割非課税)
申請時期	4 月の入学時	毎年 7 月ごろ	毎年 7 月ごろ

2 支給額(年額)

令和5年度 県内私立全日制高等学校生の金額です。

世帯年収目安 (※1) (保護者の合算)	授業料に対する支援			授業料以外に対する支援
	1 国の就学支援金	2 県の授業料軽減補助 (※2) 括弧内は 多子世帯の場合	合計 (※3)	3 奨学給付金 (※4)
年収 270 万円未満程度	396,000 円	44,000 円 (54,000 円)	440,000 円 (450,000 円)	52,600 円 ～152,000 円
年収 270 万～590 万円程度	396,000 円	44,000 円 (54,000 円)	440,000 円 (450,000 円)	—
年収 590 万～730 万円程度	118,800 円	100,000 円 (110,000 円)	218,800 円 (228,800 円)	—
年収 730 万～910 万円程度	118,800 円	50,000 円 (60,000 円)	168,800 円 (178,800 円)	—

※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家庭の状況(家族構成等)で大きく異なる場合があります。所得判定基準の確認方法は、裏面を参照してください。

※2 扶養する子どもが3人以上の場合

※3 授業料に対する支援は、授業料額が上限となります。

また、年度の途中で転退学した場合、在籍月数による支援額となります。

【モデル事例：年間の納付金* (授業料 (440,000 円以上) + 施設整備費等) が 500,000 円の場合】

60,000 円

年収 590 万円程度まで

国+県の補助 (440,000 円)

保護者負担

年収 590 万～730 万円程度まで

国+県の補助 (218,800 円)

保護者負担(281,200 円)

年収 730 万～910 万円程度まで

国+県の補助(168,800 円)

保護者負担 (331,200 円)

※年間の納付金は学校により異なります。別途、入学時納付金(平均 30 万円程度)が必要です。

※4 奨学給付金の支給額

世帯状況	支給額(奨学給付金)
生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600 円
非課税世帯(第1子)	137,600 円
非課税世帯(第2子以降) ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	152,000 円

